

第6回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成26年2月24日
13:30～
場所：あいあい2階大会議室

1. 会長挨拶

皆さん、ご苦労さまです。この推進委員会も今年度の最終、また今の任期においても最後の会議を迎えた。

配布資料にあるように、推進計画をまず作って、計画の中の5項目がこの2年間でどのように推移してきたか、最終的にどうだったのか、皆さんに評価していただくことが本日の1点目の議題となる。そして、もう一つは、前回も少し議論したが、新たな検討テーマについてである。これまでの2年間で諸事情が変わって来ているし、亀山のまちづくりが直面している課題も変わってきているはずである。そういった中で、新たな検討テーマについて、前回も少し議論したが、改めて、ご意見があれば伺いたいと思う。主にはその2点が本日の議題である。

次の内容に少し関わることだが、2月8日に市民活動応援制度の普及イベントを開催した。委員の皆さんにもお越しいただいた。まだまだ制度が知られていないことがよく分かった。イベントが終わって、地域のコミュニティの方々と活動団体の方々が交流していただくとよかったが、なかなかそういう機会がなかったということが残念であり、次回の課題だと思った。

その時に、いくつかの団体の方に話を伺った。すごく印象的だったのは、ある団体の方が、「今まで自分たちの衣装は、全て自前で用意していた。他の団体へ教える普及活動もボランティアでやってきた。それがこの制度で目安となる枚数を設定して、教えていくことができる。そうすると応援券が最終的に自分たちの活動資金になる。これまですべて自分たちの身銭を切ってきたことが、少し変わってきて、衣装が買えるなどすごくやりがいがある。」と話していた。これは良いなと思ったし、そうやって繋がっていくと良いなと思った。これも基本的に、まちづくり基本条例とそれに伴う様々な活動の成果の一つだと思う。

本日はそれぞれの立場から、まずは推進計画の評価について、皆様から忌憚のないご意見を伺いたい。特に、これまでの議論の中で出てきたことを推進委員会意見の欄に事務局でまとめてある。これを中心に、ご意見をいただきたい。

2. まちづくり基本条例推進計画の評価について

(1) 地域コミュニティのしくみづくり支援事業

資料説明：事務局

- ・平成25年度最終評価報告書
- ・地域まちづくりと自治～持続可能な亀山づくりのために～

会長：2年間の成果と今後の課題、それらを受けて委員会の意見など、下半期の実績を踏まえて、ご意見を伺いたい。多くの場合どこでもそうであるが、まちづくり協議会が出来てくると、担当職員が張り付いて、担当職員が地域に対してどう対応するかということにつ

いては一定のマニュアルがあると思うが、課題解決のために、現場での意見を職場に持ち帰ってきたときの各課への対応方法は決まっているのか。

担当部局：まだ、これからである。まちづくり協議会が立ち上がって、新たな地域課題として取り組み始めた内容で、国や県、市などの支援策があれば、それを情報提供させてもらっている。

会長：今後、庁内で現場から担当職員が持ってきた意見を受け止めるしくみが必要である。庁内体制の整備もまちづくり協議会が増えてくれば、より一層必要になってくる。

委員：下半期の実績にも記載があるとおり、地区コミュニティ研究会や地域まちづくり推進チーム、有識者会議など、こういう会議でどういうことが議論されているか全く伝わってこない。結局、まちづくり協議会が今後どういう方向に向いていくべきかについて、まちづくり協議会の考え方と行政の考え方で異ならないようにしていかななくてはいけないと思う。そうならないように、情報共有が欠かせない。しかし、今は全くそれが出来ていない。

下半期実績の欄には、地域予算制度の骨格の検討やまちづくり協議会の法的な位置づけの検討と非常に重要なことが書かれており、議論されているわけであるが、頭出しだけではなくて、逐一、内容を教えてほしい。それでないと自分たちの方向が見えないと思っている。

それから、モデル地区の評価をしなければいけないと思う。川崎地区も同じであるが、昼生地区も設立して、1年が経過しようとしている。それでは1年間活動をしてきて将来に向かって、モデル地区をどうしていくのか、どこに問題があるのかきちんと把握しておかないといけない。それを把握した中で、みんなで議論するという流れが必要ではないか。

会長：そのためのモデル地区である。地域自治の有識者会議に私も出席しているが、まちづくり協議会の法的な位置づけや地域予算制度について、他市ではどのような状況にあるのかというところまでの検討である。今後、亀山らしい地域自治組織を作っていくために、条例でどのような根拠があればよいのか。そして、それはまちづくり基本条例の改正でいくのか、新しい条例を別に作るのかという議論の前に、まずはモデル地区で何が課題となっているのか、法的な根拠として何が無いと何ができないのかという点の整理について議論していく必要があるという意見が有識者会議でも出ている。そういったところで、使い勝手のよい地域予算の対極に、これだけの予算を使うときにどういう手続きが地域でないと正当性が得られないのか、それをモデル地区で考えた場合に、どういうしくみが機能するのかということもモデル地区の話を勉強させていただきながら制度設計していかなくてはいけないと考える。その意味では、モデル地区の皆さんには、制度設計の際の良いところも悪いところも教えていただくことが必要かと思う。

委員：その意味からすると、是非、有識者会議の中にモデル地区から人を入れてほしい。会議の中で決まった方向に対して、モデル地区が対応できるかという議論ではなしに、その中でお互いに議論しながら詰めていくことが必要であると思う。

会長：他には、何か意見はどうか。

委員：もう1点話をしたい。前回の会議で提案をさせていただいた協働をどうするかという議論が残っていると思う。お互いに協働に対して、地元が出来ること、行政が出来ること、

その範囲の中で、一つ目標が出来ると思う。その中で、お互いにどういう立場で、どういうスタンスで、費用の負担はどうするか、成果品はどのような内容のものにするかなどきちんと決めていかないといけないと思う。その内容の記述が、この意見の中では抜けているかと思う。

会長：広い意味では、この課題も、有識者会議で検討することになっていくのか。それともコミュニティ研究会の方になるのか。

担当部局：コミュニティ研究会で議論する案件であると思う。当然、行政でも協働を進めるという姿勢であるが、具体的にどういうしくみで協働していくのかについては、まだ、行政対市民レベルという立場では、今のところ協働事業提案制度しかない。今後、まちづくり協議会が増えてきた際には、地域課題の解決のために、どうやって行政が関わっていくのかという部分については、きちんと制度設計ができていない。その制度設計は行政内部でまずは作っていかないといけないと考えている。

委員：そこに問題があるのは、行政だけで制度設計をされると地域が対応できなくなる。だから、必ずその場には、まちづくり協議会の代表者を入れて議論してほしい。

担当部局：既存の協働事業提案制度があるため、それを当面は使ってもらおうという手もあると思う。お互いが理解するのに時間がかかるという問題などがあり、その活用は無理だとお聞きしている。

委員：あの制度は、まちづくり協議会には合わない。

会長：他に、何か意見はどうか。

委員：すごく先進的な取り組みを聞いて、個人的には嬉しい。自分の住む地域が、一番遅れていると感じている。これは、市職員の人材も必要かもしれないが、地域の人材が必要であると思う。地域みんなのやろうという意識が必要であると思う。その低い意識をどうやって持ち上げていくかが難しい。今伺った以前の問題であり、これが一番難しいと感じる。進んでいる地区は、どんどん先に進んでいると思うし、その中で欠点なども分かってくると思う。2年目、3年目に良いものになっていくと思う。それには、10年くらい遅れるかもしれない地域に住んでいる者としては、大変厳しい問題だと思った。

委員：まちづくり協議会の組織そのものは、市の中心部では、一番最後でもよいのではないか。やはり、何らかの問題を抱えている市の周辺部からスタートしてよいと思う。

会長：建前から言うと、市民のみなさんにやってもらわないといけない組織であるため、市の市縁隊がガンガン手を入れて、無理やり立ち上げても、多分続かないと思う。その意味からいうと、危機意識というか、課題が見えているところから、立ち上がりやすいのは確かである。しかし、中心部に課題が無いのかということそうではないと思う。

委員：商業面の課題はみなさんがすごく感じている。その中で、地域住民として住んでいる部分が、疎かになってしまっているかを感じる。

会長：商業振興だけでなく、中心市街地のまちづくりをどうするか。市として、どうやって応援できるか、中心市街地に対してのメニューが必要なのだと思う。

委員：遅れているところは、地域予算制度の中で、自分たちが何もしないため予算がもらえないというようなことで動いてもらってもよいのではないか。大前提として、自らが動くということがあるため、自らが動けば予算が付くというようなことでもよいのではないか。

それぐらいのことでなければ、インパクトが無いのではないか。モデル地区にどんどん予算をつけて、なぜあそこだけたくさん予算が付くのかと思わさなければ動かないと思う。

委員：モデル地区で、どんどん進めてもらえば、それを見習って他の地区も付いていくと思う。

会長：確かに、そういった地域での人材発掘であるとか、まちづくり協議会の設立に向けた意識の醸成など、別の課題があるところについても考えないといけない。

担当部局：コミュニティ単位で、まちづくり協議会の設立をお願いしてきており、まちづくり協議会を立ち上げようと強いリーダーシップを持った方がいれば、とんとんと進んでいく。例えば、関南部地区もリーダーシップで進められている。皆さんが色々なリーダーシップを発揮して役割分担し、素晴らしい組織づくりに取り組んでもらっている。

一方で、なぜ人材がないのかという問題については、人材は地域にいると考えている。問題は別にあり、例えば、問題を提起する場所が無いことが挙げられる。また、仮に問題提起したとしても、今までコミュニティ活動に参加していないのではないかとという圧力で長年役員を務められた方が押さえつけるという環境にあるとも考えている。その点を改善しない限り、新しいまちづくりは出来ていかないのではないかと考えている。

会長：他に、ご意見はどうか。

委員：地域の課題などは、アンケートなどから出てくる。人材の問題は時間がかかる。地域に若い方はいるが仕事を持っており、優先順位が下になる。役割をつけて、何とか引き受けてくれると言っても、優先順位があるとどうしても難しくなる。今、一番困っている。

地域の中で良い案は、議論すればいろいろできてくる。予算がなかなか足らず、どうやってやりくりしようかと考えている。予算を考えずにやりたいことを考えていくのは、簡単であるが、予算を意識すると難しい。まちづくり協議会にも早くなんらかの予算を出してもらった方がよいかとも思う。

会長：小学校区を基本として組織を作ろうという市の姿勢においては、人材の話で言えば、PTA 活動から地域活動に流れてもらうような動きに期待したい。

また、確かに、65歳過ぎても、人がなかなか外に出てきていないと私も感じる。これは、大きな課題で、65歳を過ぎた方が引きこもられた場合には、介護保険がもたないのではないかとと思う。そういう意味では、地域の中で、こういうことならやってみようかというメニューをたくさん用意することも必要なのだと思う。この応援制度で活動をやってみえる団体というのは、テーマ別に活動している。こういうテーマでやりたいな、そしてそれを地域とつなごうかなという形になってもらえれば最高だと思う。そんなしくみも今後は地域コミュニティの新たなしくみづくりの中で、検討、提案していかなくてはならないと思う。

この項目については、たくさんご意見をいただいたが、その中でも、特に、今後の行政

との協働のあり方や法的位置づけ、地域予算について、まだまだ検討を深めていかなくてはいけない。そういうときに地域の意見を踏まえて検討されたいと書いてあるが、特にモデル地区の方にも関わってもらうような場というのがよいのではないかという意見もあった。

それから、地域人材とかまちづくり協議会の設立に向けての啓発などをどうすればよいかなど悩んでいるところもあると思われるため、そこへの対応をどうするか考えないといけない。平成24年、平成25年の実績で言うと、モデル地区の取り組みをやって、どんどん増やしていくということは理解できるが、地域のしくみづくりの支援ということから言うと、今までも動いていない、これからは動きそうにないところに対してどう支援していくのかという視点が見えていないのか。

事務局：全地区でいつごろまでにという想定はあるものの、今のところは具体的な話には至っていない。そこで、委員がおっしゃられるような課題が出てくると思う。

会長：いずれ出てくるということからすると、この部分は検討を進めていかないといけないのかもしれない。

担当部局：まだ取り組んでいない地区については、これから取り組んでいきたいと思いますという促しをこの時期に積極的に地域に入って説明している。なぜこの時期かというと、コミュニティ単位で行うため、コミュニティは4月、5月に総会を行う。その総会の議案の中に、まちづくり協議会について取り組みましょうという項目を入れてもらうために今積極的に動いている。それで、大体、26年度は、設立準備委員会で取り組んでいただけそうなところが9つぐらいの見込みである。その見込みで個別に動いている。今が正念場だと思っている。

委員：今、こうやって地域に入ってもらっていることは大変心強い。

しかし、地域には温度差があり、この温度差が非常に問題である。温度差がなぜできてくるかという、多分地元の方は、まちづくり協議会について分かっていない。きちんと説明しないと分かってもらえない。我々でも、100%理解しきれていない。我々の地元でも分かっている人は半分もないと思う。きちんと説明しないと受け入れられない。行政が言っているから、組織だけ変えようかということが結構多いと思う。

委員：モデル地区の二つはまちづくり協議会になっている。野登はコミュニティの呼び方が違うが、それは以前からなのか。その中身は、他のコミュニティとどう違うのか。

担当部局：野登地区は、生涯学習系の事業を行う活動だけではなく、多様な団体を包括した組織づくりを当時から進めてきたため、野登総合推進協議会という名称となっている。

ただ、現在、野登地区でも課題を抱えており、新しい世代がこういうまちづくりに取り組みたいという声を引き上げる場がない。実際に、地域に人材はいるため、そういう声を拾い上げて、若い人と一緒になって新しいまちづくりをしていくために、今一度しくみを見直そうということで、本年4月に準備委員会が出来る予定である。野登総合推進協議会から、野登地区まちづくり協議会に変わる予定である。

委員：本町にも、説明に行ってもらっているのか。

担当部局：本町にも説明は行っているが、なかなか難しい。会長は考えてもらっている。

会長：それでは、ここまでで出た意見を書き足していく形で、この項目については、委員会

の意見としてまとめていきたい。

(2) (仮称) 人権を尊重する条例策定事業

資料説明：事務局

- ・平成 25 年度最終評価報告書
- ・一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（案）本文及び概要
- ・一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例（案）の検討経過について

会長：まちづくり基本条例をつくるの中でも、権利の行使に伴い差別されない権利や子どもの権利などについて議論があったが、今回の人権を尊重する条例が根拠条例となって、より明確化された。今後は、人権施策審議会の中でさらに具体的な話がなされていくことになるのか。

事務局：策定段階でも、特に子どもの話については、重要なテーマとして検討してきてもらった。まちづくり基本条例を考える会の中でも、議論の多かった子どもの権利条例のことについても策定の中で議論してもらった。

当面は、人権の全体的な条例をつくるということで、今回の条例を制定しており、今後は、人権施策推進審議会や別の組織である子ども・子育て会議の中で、子どもの権利に関する話が現在でも出されており、そこでの議論を経て、近々に条例化という動きは少ないと考えるが、方向付けは見えてくるのかと考えている。

会長：この委員会として、どのような評価、意見とするか。

委員：基本条例の検討の中では、障がい者のこともたくさん意見が出ていたが、それも同様に検討されていくのか。

担当部局：条例第 1 条では、あらゆる差別のないという形で条文化した。そして、意見が出された個別の課題については、12 月に組織した亀山市人権施策推進審議会の中で、課題の洗い出しから、その課題をどのように対処・解決していくかについて、基本となる施策を来年度以降に策定していくということで考えている。

会長：審議会では、人権を尊重する条例の推進計画みたいなもの作っていくことになるのか。

担当部局：まずは、基本方針を作っていくことになる。

会長：基本方針を作って、その着実な実施というものを、この推進委員会としては期待するということになる。この推進委員会の意見とすると、理念がまとめられたのは何よりであるが、今後、審議会が条例に基づく基本方針の検討を着実に進めてほしいということを通じておくこととする。

(3) 市民活動応援事業

資料説明：事務局

- ・平成 25 年度最終評価報告書
- ・亀山市市民活動応援制度 制度・団体紹介冊子 (Vol1、Vol2)
- ・H25・26 年度市民活動応援券配布枚数一覧表
- ・市民活動応援制度登録団体一覧表

会長：2月8日の普及シンポジウムでも、市民の方の理解度は、まだまだこれからであると
感じたが、委員の中でご意見などどうか。

委員：2月8日のイベントでは、団体の方がチラシを持って、机を回られていたが、私は自
分の机にいた。そうすると周りから来てもらって、自分たちのグループの紹介をしてもら
った。自分のグループのアピールの場になっていた。グループの方は一生懸命やっている
ことを紹介してくれて、一緒にやりませんかと誘ってもらった。グループに入りませんか
という場になっていた。

配布済枚数をみさせてもらったが、まだ未配布のところも多くあって、話をしているも、
応援券すら見たことがないという人も周りにたくさんいた。どこからどうやってもらうの
かと多く質問も受けた。

会長：今のご意見も聞いていただき、何か担当部署からあるか。

担当部局：2月8日のイベントの際に、アンケートを書いてもらった。その中でも、制度を
知らなかったというご意見もたくさんあったため、これからも引き続き、制度の周知に努
めていきたいと思っている。

それから、委員より、制度自体についてご意見をいただいたが、検証委員会でもその内
容は十分議論をいただいたと考えている。その中で、どこに応援券を交付するかについて
は、自治会などいろいろな意見があったが、地区コミュニティから地域住民の方に配って
もらうという制度設計とした。

地区コミュニティの方に対しても、10月までに制度について説明させてもらい、10
月から発行させてもらうことを説明して、コミュニティからの交付申請をもらって、それ
からコミュニティに交付させてもらっている。先程、交付枚数が0枚という地区について
もご指摘をいただいたが、年度末までに交付の可能性もあるし、次年度に入ってから、交
付申請が出されることも考えられる。事務局としては、なるべく早い段階で応援券が活用
してもらえるようPRしていかないといけないと思っている。

委員：全体として、約2割程度の配布状況であり、コミュニティ間でこれだけ配布枚数に差
があるということは、コミュニティの理解度が低いか、4月以降に使おうと思っているの
か、何らかの理由があると思う。何か具体的な理由を事務局で把握しているか。

担当部局：応援券を発行したのが、10月ということで、ちょうど年度の半分の時期であっ
た。このことから、コミュニティによっては、既にたくさんの事業が進んでいるため、応
援券を配布するのは、26年度から活用していきたいという考えのところもあると聞いて
いる。

委員：個別にどの地区がどのような理由か把握されておれば問題ないと思うが、コミュニ
ティで応援券を使う予定が立てられないのであれば、そこを集中的にPRしてもらった方が
よいと思う。

委員：交付申請を出して、応援券を交付するということは、応援券を何に使うという内容ま
で書いて書類を提出しているのか。

担当部局：配布予定の行事など書いていただき申請してもらっている。

委員：人口に応じて、配布枚数の上限は決まっているのか。

担当部局：資料の配布総枚数というのが上限である。

コミュニティからは、配布上限数の交付申請書を提出してもらい、一度に全て交付すると地元での管理が難しいということから、応援券を使用してもらうたびに、必要枚数を市へ教えてもらい、実際に渡している状況である。応援券の管理など、なるべくコミュニティの負担にならないように、使い勝手のよいような形で交付している。

既に、すべての応援券を交付させてもらった地区もあれば、一部のみ交付させてもらった地区もある。

委員：25年度分の予算で今年の4月に交換、26年度分の予算で次の4月で交換と思っていた。しかし、最初は、25年度の半年分と26年度の1年間分を合わせた応援券を27年度に交換ということか。

担当部局：今年度から制度が始まって、制度説明会にコミュニティを回ったり、広報での周知など、いろいろPRしているが、市民の方には十分に理解してもらえていない。委員の意見のように応援券が活動資金に換わる時期が先だということについては、まず応援制度を市民の方に理解してもらうことが先に必要だということで、まだまだ時間がかかり、これから応援券が市民の方の手に渡り、それが団体の方に渡ってこようかと思う。したがって、委員がおっしゃられるように、丸1年あるが、27年の4月～5月に応援金の交付申請をいただく計画となっている。その後については、毎年度、4月～5月に換金ということになる。

委員：応援金の市の予算化はいつなのか。

担当部局：応援金は、平成27年度予算で交付することになる。

委員：団体にすると、平成27年度の活動で使えるということになる。

委員：自分たちはコミュニティの立場で応援券を配布する方である。お礼として団体へ応援券を渡すことについては説明がしやすいが、個人へ応援券を配布する場合に説明が難しい。

個人から、応援券をどう使えばよいかという質問があれば寄附を紹介するが、なかなか制度のことを分かってもらえないため、何かよい案などあれば教えてもらいたい。

会長：コミュニティ側の使い方についての情報交換も必要かもしれない。

担当部局：先日のPRイベントの際に、関の泉ヶ丘・富士ハイツ地区コミュニティの会長がおっしゃっていたが、個人の方に応援券を配るがやはりどう使うか分かっていただきにくいために、登録団体紹介を封筒に貼って、色々な団体があることを知らせて、こういうところに寄附をするんだということを地区の方にお知らせしているという取り組みを聞かせてもらった。

市でも、寄附ボックスは作っていたが、持ち運びが少し不便であったり、写真なども貼り付けしていないため、応援制度の冊子にある写真や紹介文章を封筒に貼り付けて、その封筒をボードに貼ったものを希望される地区コミュニティへ貸し出したい。そうして、具体的にこういった団体に寄附をするということを、冊子も使いながら説明していただきやすいように考えたい。

市民団体や登録団体を、市民の皆さんの寄附によって応援する制度だということをPRしていければと考えている。

委員：自分たちの地区では、8つの団体が登録しており、登録団体が自分たちで寄附ボックスを作り、個人の方が応援券をもらったら、寄附してもらえるようにコミュニティにボッ

クスを設置している。こういう応援券の集め方をしている。団体紹介冊子に書いてある地区外の団体へ寄附したいという方には、みらいを紹介したり、市役所へ持って行ってもらうように話をしている。

こういうことから、最終評価報告書の反省点・課題等欄にある、「各コミュニティセンターに独自に配置している登録団体の寄附ボックスのあり方を検討する」というのは、ぜひ表現を変えてもらいたい。今のままの表現だと、先程申したような応援券の集め方が良いのか悪いのかを検討すると読める。応援券をどのように集めようと、団体の自由であると考えため、ぜひ変えてほしい。

委員：地元の団体が登録団体として出ている地域はよいと思うが、自分たちの地区のような登録団体が出ていない田舎では、個人は、どこへ入れようかと悩む。地元の団体が少ないとその団体に応援券が集まっているという噂を聞くと、何か偏りがあるような気がする。

委員：それは、地元の方が応援券をもらって、親しい地元の方に応援券を寄附するのは仕方ないと思う。

委員：ある団体に協力をお願いして目安となる応援券をコミュニティから渡して、さらに同時に個人からも寄附をもらったりするとどうなのか。

会長：その団体が目安となる応援券の分で良いことをやってくれて、さらに応援しようという気持ちになって寄附するのは良いことで、まさにこの応援制度の本来の趣旨だと思う。

委員：そういうことを、市民が理解するかどうか不安に思う。

会長：どうしても、寄附の話が出てしまうが、本来は、もう少し地域で回る話が必要である。地域の中で回すことのしくみについて、情報交換が必要であると思う。

委員：地域の中で応援券が回るほど、枚数がないのではないか。

委員：寄附ボックスに応援券を入れなければ、ある程度地域に枚数はあると思う。

委員：地域での流通量が絶対に少ないのではないかと思う。

会長：この前のイベントで団体と話をしてしたが、団体の方がイベントでゼリーの提供をしたり、講習会で指導したりすることで応援券をもらい、荒廃する梅林の再生に、これまでボランティアとして協力してくれていた男性陣に応援券をお礼として配ることができるという話が出ていた。そして、そのボランティアグループが、登録して団体になれば、活動資金にできる。仮に、ボランティアでもらった券をどこかの団体に寄附するとか、地域で別の人に回すということになれば、そういった循環の仕方が、次の活動に対して、お礼という形で渡していくというやり方はありだと思った。

委員：本町は、配布枚数が0枚であるが、総枚数の約2,100枚は、どういう決め方か。

担当部局：人口割と基本枚数300枚の合計である。

委員：他の地区では、みなさんがいろいろな活動をされてみえるが、本町はそういった話を聞かない。今度、総会があるが、市から説明に来てもらうのか。

担当部局：役員の方が交代された場合や総会の開催日に合わせてなど、地域からの要望があれば、市から説明に行かせてもらう。

会長：地域で、そういう話が出ないといけない。だれが言うのかというのが問題である。総会で質問するののも一つの方法である。

委員：これから交付される団体が9地区ある。市民への説明というのはとても重要であると

思うが、それ以上にコミュニティの役員に説明するというのが、絶対必要である。そこを理解してもらっておかないと、この制度は動かないと思う。

それから、今年度、全体の 10 数%の交付状況であるが、仮にこの約 57,000 枚が、すべて使われずに残った場合についてどうするか市の考えはあるか。

担当部局：コミュニティに残った場合は、返還してもらう。

委員：コミュニティから返還させたあと、市に応援券が残るがその扱いはどうするのか。

委員：市は、応援券を地域へ捌けさせたいのか、捌けなければそれでよいのか、どちらの考えか。

担当部局：市としては、応援券を地域へ交付したいと考えている。そのために、交付申請をもらっていない地区には、活用してもらうように、市から説明に行くなり、お願いしに行く。

会長：コミュニティには、約 57,000 枚が渡る可能性はあるが、それが個人に渡った後、個人のたんすで寝てしまうのは仕方ない。これはやむをえない話だと思う。

担当部局：コミュニティから配布してもらった応援券を個人の方が、寄附をする機会もなく、たんすで眠ってしまうのは仕方ないと思う。

ただ、委員の言われるように、コミュニティで使い切れないということも想定している。この場合には、市に返還してもらう。市としてできることとしては、応援券の交付申請をお願いすることや応援券を活用してもらうをお願いすることは説明させてもらう。すべてのコミュニティへ交付できるよう、努力したいと思っている。

委員：交付申請は難しいのか。人口割+300 枚を、すべてのコミュニティに機械的に渡してしまうことはできないのか。

委員：地域からすると、機械的にすべてわたされると保管が大変である。

担当部局：交付申請自体は、各地区 1 回で済む。一度に持っていくと、管理が大変なため、必要な枚数をその都度コミュニティへ運んでいる。必要枚数は、電話で連絡をいただき、受け渡しを行っている。なるべく、コミュニティに手間をかけない形をとっている。

委員：先程も少し話が出されたが、敬老会に呼ばれた団体が、応援券でお礼をもらい、敬老会に出席した個人に対して配られた応援券についても会場で寄附ボックスを持って回り、たくさんの応援券を集めたという話を聞いた。こういう話も、制度上は問題ないのか。

会長：制度上は、防ぐ手立てはない。

委員：応援券をもらったその場で寄附ボックスがあったから入れたとか、地域の人がやっているため、応援券を寄附したという話は聞く。

会長：本当に、金券や商品券のようでありながら、そうではないという性質のため、すごくあやふやなので地域の皆さんが戸惑っているのは事実である。

お金で着目すれば、先程の事例はやってはいけないことだと思う。しかし、地域振興のために私たちに寄附をお願いしますということであれば問題はない。

そういう意味で言うと、ちゃんと制度の趣旨が知られないといけないことは確かである。100 円相当の寄附を出来る権利を自分は持っている、または、他者に渡せるという権利を持っているということを理解しなければならない。

委員会の意見としては、資料に書いてあるように、市民の理解度が低いという課題はす

とある。また、これまでの委員会の中でもあったように、特にコミュニティ側の配布の仕方であったり、コミュニティの役員の方に対しての意義の説明などを伝える必要があるのではないかとことを加えておくこととする。

(4) 施策評価導入事業・事務事業評価対象の拡大

資料説明：事務局

・平成 25 年度最終評価報告書

会長：この項目について、委員の方からご質問やご意見などあるか。

委員：評価報告書の平成 26 年度以降の事業展開の方針等に記載のある「また外部評価の対象事業は一部に限られてしまうことから、類似や関連事業などについて外部評価の影響を及ぼせるようなしくみの検討を行う。」という方針は、ぜひ必要であると思うため考えてほしい。

会長：このしくみは非常に重要であると思うが、実現については難しい課題だと思う。

一方で、市議会の質疑としては、施策中心くらい大きな視点でよかったのではないか。

担当部局：施策中心の進捗を見ていただくという狙いもあった。今年は初年度であったため、今後、施策での進捗に関する質問も増えてくると予想している。

会長：この項目に対しての推進委員会の意見としては報告書にあるとおりとしたい。

(5) 職員コンプライアンス意識啓発事業

資料説明：事務局

・平成 25 年度最終評価報告書

・亀山市職員コンプライアンスハンドブック

会長：この項目について、委員の方からご質問やご意見などあるか。

1 回以上研修を実施するという計画に対して、1 回実施されている。この項目について成果を測るにはどうしていくか。

事務局：策定の際に職員に対してアンケートを実施しているため、同じようなアンケートを実施して、どの程度影響が出ているかが中心になっていく。

委員：いろいろな企業では、ケーススタディを実施している。内容としては、2、3 ヶ月に一度、コンプライアンスについて〇×形式の問題を 10 問程度出題して、その正答率を見ている。自分も今の職場で受けているが、一例として、よい方法かと思う。意識の向上としては、正答率が数値としても把握できる。

委員：意識の向上は良いが、実際の不祥事が発生しないという目標はどうか。

会長：不祥事がないということは当たり前のことであるが、目標として不祥事をゼロと言うことは掲げづらいと思う。

委員：情報漏えいなど、記者発表した回数などはどうか。書類を渡し間違えれば、それで情報漏えいである。

委員：個人情報について、市民側の意識の問題もあると思う。

会長：コンプライアンスの達成度をどう測るか。コンプライアンスは、相手のある話である。
市民が過敏になりすぎることもどうかと思う。しかし、実際、市民側から問題提起できるような意識を持つことも必要である。

こういったところに課題は残るが、まずは職員側の意識の向上が課題となるか。

委員：職員というのは、非常勤職員も含めて、市役所で働く人すべてが対象なのか。

事務局：すべての職員が対象である。

会長：市民から見れば常勤、非常勤の違いは分からない。すべて、亀山市役所の職員である。

コンプライアンスについては、ハンドブックが作成できた、また職員研修が実施できたということからすると、難しいかもしれないが、その達成度をどのように測っていくか、委員からのご意見も含めて、きっちりとやってほしいということとする。

(まとめ)

会長：この5項目の評価については、今日出された意見を事務局でまとめて、皆さんに見せると同時に、2年間の報告という形で、市長に報告する必要があると考える。

この件についての文案等は、私に一任いただきたいと願います。

委員：異議なし。

3. 新たな検討テーマについて

会長：前回にも見てもらった資料が別紙であるが、まちづくり基本条例に即して、新たに推進計画の項目として盛り込もうとすれば、このようなテーマがあるということで2人の委員から提案いただいた。

これまでの会議で推進計画の評価をしてきた中で、人権尊重の条例の部分と職員コンプライアンスの部分は、この会議から切り離してよいと思った。

人権条例については、別途審議会ができたし、その審議会が進めてもらえればよいと思う。また、職員コンプライアンスについても、まちづくり基本条例の中で、職員のコンプライアンスが大切であるという話で議論していたことを考えると、一定の到達を迎えたと理解してはどうかと考えている。

その一方で、まちづくり協議会の設置に関する条例の制定についてというのは、まさに地域コミュニティのしくみづくり支援事業の中では、今年から再来年までの間くらいで、きっちりとまだやっていかないといけないことだと思う。

これは、おそらく、まちづくり基本条例の中身に関わって、新たな推進計画の中で重要な部分を示すものであると思う。また、それに絡んでであるが、協働のあり方についても、これは新たな検討テーマとして議論しておく必要があると思う。

それから、知ることのできない方への情報提供については、これも当然、条例の推進計画の中で検討していくべきことであると思うし、どういう形で検討していけるのが難しいが、良いテーマだと思う。

今日は残った時間で、次の推進計画に盛り込むテーマについてご意見を出してほしい。

委員：市全体、あちこちでまちづくりの形がたくさんできている。そこでは連携を取りまし

よと言われるものの、もう一つ上手くつながっていないと思う。これから、まちづくり協議会ができてきたときに、防災や環境、福祉など、色々な分野があると思うが、いかにまちづくり協議会の中に入っていけるのか、それをやりやすくしてもらってもっと大きなものになるのではないかと思う。防災に関して、危機管理なのか、福祉なのかという話があったりする。そういったことをつなぐ方策も必要なのではないかと思う。

会長：これをどこから見ることが大きいと思う。例えば、まちづくり協議会で地域の課題を把握したとする。防災のことで言うと、地域のさまざまな形の弱者は、地震などグラッと来たときに、その人たちは一番の要援護者になる。そういったときに、これは福祉だ、これは防災だということは地域住民からすれば何の意味もない。だから、私は、まちづくり協議会の活動は重要だと思っている。先程言ったように、地域の課題を、これは防災だ、これは福祉だということで押し付け合いしてはだめである。一番怖いのは、地域づくり支援室で、これは協働のまちづくりだから、協働でやれと投げられることが一番怖い。そのためにも、そうならない市内体制を作っていくということは、設置条例とか、委員の言われるテーマに即してこれからまちづくり協議会がどういうふうに市と付き合っていくかというときの最大のポイントとしてこれから議論していかなくてはいけない。

そこで、行政は縦割りの克服のようなものを何らかの形で議論しなくてはいけないと思う。ただ、なかなか妙案が無い。だから、市縁隊の職員が本当はそこで苦しむざるをえないと思う。役所に帰ってきたら、市縁隊の職員が、住民に代わって、たらいまわしになってしまうという状況も無いわけではない。

委員：市縁隊としては、個々の市民だけが集まるのではなく、市職員に入ってもらうことで、横の繋がりができて、情報が受けられるという効果はあると思う。せっかくこのような組織ができたのであれば、完全にとは言わないでも、いろいろな分野をつないで、いざというときにパッと動ける体制がつくれればよいと思う。

会長：そういう中で情報提供のあり方というのは、地域によって違いがあるわけだから、地域での情報提供のあり方というのをきっちりとまちづくり協議会やコミュニティで検討して、それがモデルになって、亀山方式となっていくとよい。

そうすると、やはり地域コミュニティのしくみづくり支援事業が、次の推進計画のメインになることは確かかと思う。

事務局：そうであると考えて。事業としても、引き続き継続されていく。

会長：市民活動応援事業については、どうか。まだ、制度がスタートしたばかりではあるが、それ以外のあり方というのがあるのではないか。

事務局：別のあり方もあると思うが、スタートしたばかりであるので、一定期間は、この制度を動かしながら考えていくことになると思う。毎年度見直すものではないと思う。

委員：その事業をいかに定着させるかが重要だと思う。定着度を見ていくしかないと思う。

会長：市民活動応援制度の定着度を見ていくのもこの会議の役割なのか。制度審査検証委員会もあると思うがどうか。

事務局：具体的な制度の内容については、審査検証委員会で見えていくことになると思う。

会長：そうすると、まちづくり基本条例に即して、市民活動応援制度のどこに課題があるかというチェックについては、この会議でやっていかなくては行けないか。

事務局：そういうチェックがまだ必要であるということであれば、この会議に残す必要がある。

会長：それは必要であると思う。第1回目の換金が終わってない段階でもうよいとは言えない。

委員：8月に検証委員会が開催されるため、そこでどんな方向が出されるかだと思う。そこで出された方向性について、この場で議論することが必要だと思う。

会長：それは必要であると思う。

その他に、次期の推進委員会のテーマとして、こういったことが必要であるとか、お気づきの点などあれば、ぜひ願います。

委員：自分自身がまちづくり協議会に入っていないため、いまひとつ分からないが、これまで盛んに議論していた中間支援組織はどうなったのか。

委員：市との協働のあり方の検討の中で、出てくる話題だと思っている。要するに、市とまちづくり協議会がどのように協働していくか、まちづくり協議会は、市だけでなく、いろいろな市民活動団体と協働していくという話が出てくると思うが、その時に、中間支援組織が上手く仲立ちをしてくれると良いなと考えている。ただ、それを具体的な形として、事業を特定できるかは今後の話である。まちづくり協議会も動き始めたばかりでそこまで議論が進んでいない。

会長：今回の応援券は市が信用を担保しているから、1枚100円相当として通用している。

しかし、制度の趣旨から言えば、地縁の団体と全市的に活動している団体をタテヨコでつなぐことであるから、本来、応援券は中間支援組織が発行できれば一番理想的だと思う。しかし、何の信用も無いところが発行してもただの紙切れになるから、市が担保している。

今のまま行くと、応援券でつながった団体というのは、お金でつながった団体である。それを上手く、人や知恵でつなぐしくみが次には絶対に必要になってくる。

委員：委員長の話については、応援制度の検討会の最初の会議で話をした。公設公営でやるのかという議論はそれ以上進まない。当面は市ですべて動かすということであった。いずれは今言われる方向にもっていければよいと思う。そうすると、ある地域で応援券を溜め込むということも無くなってくると思う。

会長：そうすると、1枚100円ではなくなる。価値に応じて、変わってくる。それに時限性でも付ければ、使わないということはない。

新たな検討テーマとすると、別紙資料にある3つに、継続的なものとして、地域コミュニティのしくみづくり支援事業と市民活動応援事業を加えることとする。それから施策評価についても、時々チェックをする必要があるのかと思う。

これらの項目を次回の推進委員会の検討テーマの案とする。当然、これを具体的に議論したり、推進計画として形にしていくのは、4月以降の事務局であり、推進委員会であるということになる。そこへの申し送り事項として、整理させていただく。

3. その他

(1) 2 期目の推進委員会を振り返って

会長：2 年間の推進委員会の任期を振り返って、各委員より思いなどあればお願いしたい。

委員：今後も引き続き議論してもらおうコミュニティのしくみづくりや応援券については、市民がしっかりと納得してもらえるようなものにしてほしい。説明したり、配布する側もはっきり分らないと難しい。

委員：この推進委員会で議論したことが、いろいろ反映されて形となるのは嬉しい。まだまだ課題はたくさんあると思うが、一つひとつ着実にやっていきたいと思う。しかし、もう少しスピードアップできないかと思っている。

委員：応援券が実際に動いてみて、評価や検証といっても2、3年後だと思う。個人的には、この応援制度を使って団体登録しようと思っていたが仕事などの都合で断念している。応援制度ができたときに、非常によいモデルになると思ったが、もう少し先になる。

委員：まちづくり協議会の立ち上げについて、地域で火をつけることが難しいと思う。なかなか地域が大きくて、全体としてまとまらない。しかし、モデル地区がこんな取り組みをしているということを地元にも見せたいと思うし、必要であれば市役所からまちづくり協議会について説明にも来てもらえることを伝えたいと思う。

委員：応援券とまちづくり協議会のことは市民みんなの課題になると思う。今後、まちづくり協議会の設置について条例を作っていくことは大切かと思った。

会長：もう少しスピードアップというご意見もあったが、私自身も条例の議論が少しずつ姿になっていくことを横で見られることは嬉しいし、その渦中で皆さんが苦労されながら、実際に条例を生かしていく動きをされていることに敬意を表したい。地方自治の仕事に関わっていて、一番良かったなと感じられる瞬間である。

次期はどうなるか分からないが、せっかくみんなで作り上げたまちづくり基本条例であるし、推進計画のチェックという大きな任務をもった推進委員会であるため、引き続き、皆さんにもぜひ色々な形で関わっていただきたいと思う。私自身も非常に大きな勉強をさせてもらった2年間であった。

事務局：委員の皆様、2年間本当にお世話になり、ありがとうございました。